

墨田区再開発等促進区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行																																	
<p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p>第5条 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものの面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第3の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、地盤面下の部分については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域</td> <td>平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域の名称</th> <th>計画地区の名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域</td> <td>東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区</td> <td>平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、ファッション文化・コンベンション地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域業務地区</td> <td>平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、業務地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域教育施設地区</td> <td>平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、教育施設地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域宿泊地区</td> <td>平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、宿泊地区に定められた地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3</p> <p>1 東京都市計画両国駅北口地区地区整備</p>	名称	区域	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	区域	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、ファッション文化・コンベンション地区に定められた地区	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域業務地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、業務地区に定められた地区	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域教育施設地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、教育施設地区に定められた地区	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域宿泊地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、宿泊地区に定められた地区	<p>[同左]</p> <p>第5条 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくははいで高さが2メートルを超えるものの面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第3の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、地盤面下の部分については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域</td> <td>平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区計画の区域のうち、再開発地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域の名称</th> <th>計画地区の名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域</td> <td>東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区</td> <td>平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、ファッション文化・コンベンション地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域業務地区</td> <td>平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、業務地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域教育施設地区</td> <td>平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、教育施設地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3</p> <p>1 東京都市計画両国駅北口地区再開発地</p>	名称	区域	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区計画の区域のうち、再開発地区整備計画が定められた区域	地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	区域	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、ファッション文化・コンベンション地区に定められた地区	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域業務地区	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、業務地区に定められた地区	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域教育施設地区	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、教育施設地区に定められた地区		(新設)	
名称	区域																																	
東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																																	
地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	区域																																
東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、ファッション文化・コンベンション地区に定められた地区																																
	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域業務地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、業務地区に定められた地区																																
	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域教育施設地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、教育施設地区に定められた地区																																
	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域宿泊地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、宿泊地区に定められた地区																																
名称	区域																																	
東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区計画の区域のうち、再開発地区整備計画が定められた区域																																	
地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	区域																																
東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、ファッション文化・コンベンション地区に定められた地区																																
	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域業務地区	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、業務地区に定められた地区																																
	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域教育施設地区	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、教育施設地区に定められた地区																																
	(新設)																																	

計画区域

ア	イ	ウ	エ
計画地区 の名称	建築することができる建築物	壁面の位置 の制限	ウの適用除 外の部分
東京都市 計画両国 駅北口地 区地区整 備計画区 域ファッ ション文 化・コン ベンショ ン地区	次に掲げる用途に供する建築物であり、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項に掲げる営業の用に供するもの以外のもの 1 事務所 2 店舗又は飲食店 3 ホテル 4 診療所 5 ファッション関連研究施設 6 教育・研修施設 7 集会場 8 美術館及び展示場 9 第1種電気通信事業施設 10 法別表第2（い）項第9号に定める公益上必要な建築物 11 供給処理施設 12 防災備蓄倉庫 13 前各号の建築物に付属するもの	5メートル（計画図において壁面の位置の制限として示された部分に限る。）	地下鉄及び地下駐車場の出入口の部分
東京都市 計画両国 駅北口地 区地区整 備計画区 域業務地 区	1 学校及びこれに付属する建築物 2 水泳場		
東京都市 計画両国 駅北口地 区地区整 備計画区 域宿泊地 区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第10項までに掲げる営業の用に供する建築物以外のもの	計画図に示す壁面の位置の数値	

備考 この表において「計画図」とは、東京都市計画両国駅北口地区地区計画における都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ
計画地区 の名称	建築することができる建築物	壁面の位置 の制限	ウの適用除 外の部分
東京都市 計画両国 駅北口地 区再開発 地区整備 計画区域 ファッション文化 ・コンベン ション地 区	〔同左〕	〔同左〕	地下鉄及び駐車場の出入口の部分
東京都市 計画両国 駅北口地 区再開発 地区整備 計画区域 業務地区			
東京都市 計画両国 駅北口地 区再開発 地区整備 計画区域 教育施設 地区	1 学校及びこれに付属する建築物 2 水泳場		
	〔新設〕		

備考 この表において「計画図」とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。